

鳥獣の捕獲の規制等に関する記述の主な論点

1. 鳥獣の捕獲の規制等についての基本指針の記述

管理のための捕獲や捕獲の規制については、鳥獣の保護、違法捕獲・錯誤捕獲の防止、安全の管理、農業者自ら行う捕獲等の推進等、論点が多岐にわたるため、総論的な記述は置かれておらず、「Ⅰ第一」「Ⅲ第四」に、分散して記述されている。おおむね、「計画的な捕獲の実施」「関係部局等との連携」「担い手の確保」「安全の確保」「錯誤捕獲の防止」「被害防除の実施」「周辺住民への周知」「広域な捕獲体制の整備」「適正な処分」「科学的な情報の収集」等が、共通する論点となっている。

Ⅲ第四の許可基準については、特に、管理の目的に関して、重複する記述や許可基準とは直接関わりのない記述が見られる。例えば、管理の目的の捕獲を有害鳥獣捕獲許可の目的、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整の目的等がかき分けているが、内容は重複する箇所がある。許可基準の中に、体制の整備について言及する箇所がある等、基本指針の他の箇所との重複も見られる。「指定猟法禁止区域（中略）においては禁止された鉛製銃弾は使用しない」等、法制度上、自明に近い記述も見られる。

2. 鳥獣の捕獲の規制等に関する記述の主な論点

(1) 捕獲の許可基準についての重複箇所の形式的な修正

有害鳥獣捕獲の目的と第二種鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的は統合して記述する。捕獲に当たっての一般的な考え方は、「第Ⅰ」に集約する等、記述内容の簡素化を図る。

なお、鳥獣による被害防止の目的での捕獲に関して、「予察捕獲」について詳細な記述があるが、これは、現に鳥獣による被害が出ている場合だけではなく、被害が予見される場合も本法の許可対象となりうるという事を示している趣旨を踏まえ、都道府県が地域の実情を踏まえて適正に実施されるように、基本的な考え方のみを記述。

(2) 農業者自ら行う捕獲についての主な論点

捕獲に伴う安全及び錯誤捕獲等のおそれが少ないことが担保された中での許可基準の柔軟な運用について記述する方向性について検討をする。たとえば、現行基準においても、住宅等の建物内においては、錯誤捕獲や人の生命身体に対する危険のおそれが少ないことに鑑みて、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲を行う場合には、狩猟免許を受けていない者に対しても許可できる運用としているが、農林業地においても同様の運用が可能であるか、検討を行う等。